

和のまち太子の手話言語条例

手話は、手指の形や位置、体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、固有の文法を持つ、日本語とは異なる言語のひとつである。ろう者が意思疎通を図るための手段であると同時に、音の聞こえない人々の間で習得され、共有され、伝達されてきた文化の根幹をなすものである。物事を考え、互いの気持ちを理解し、知識を蓄え、新たな創造をするために必要な言語として、ろう者は手話を大切に育んできた。

手話が言語として認められず、教育現場における手話の排除や事実上の禁止に象徴されるように、ろう者の尊厳が傷つけられてきた長い歴史を経て、平成18年（2006年）に国連で採択され平成26年（2014年）に我が国も批准した「障害者の権利に関する条約」では、その定義において、言語には音声言語とともに「手話その他の形態の非音声言語」が含まれることが明記された。条約批准に先立つ平成23年（2011年）の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正においても手話は言語と位置付けられ、多くの自治体で手話言語に関する条例が制定されるなど、手話に対する社会の認識は確実に変化しつつある。

しかしながら、ろう者が必要な情報を得ることや円滑な意思疎通を図ることに困難があり、多くの不便や不安を感じながら生活している状況は解消されていない。自立と社会参加を阻む社会的障壁を取り除き、相互に支えあい共生しうる地域社会を実現していくために、手話に対する理解と普及の一層の促進、協議による相互理解に基づく施策を計画し推進する不断の努力が求められている。

全ての町民が、人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる豊かな地域社会をめざす新たな出発点となることを期待し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及の促進を図るとともに、手話が使用しやすい環境を構築する等の施策を総合的かつ計画的に推進することによって、ろう者とろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有していることを前提として、全ての町民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる豊かな地域社会をめざすことを基本理念とする。

（町の責務）

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話に対する町民の理解を促進し、手話の普及を図り、手話が使用しやすい環境にするための施策を実施するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供、ろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(計画の策定及び施策の推進)

第6条 町は、第3条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定する太子町障害者計画の中に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話への理解促進及び手話普及のための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) 意思疎通の手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 町は、ろう者、手話通訳者その他関係者との協議を行い、より有効な施策を講ずるためにその意見を尊重し反映させるよう努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第7条 町は、学校教育の場において、基本理念に基づき、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

2 町は、学校教育の場において、手話が必要な児童生徒に対し、手話による学習支援に努めるものとする。

(事業者に対する支援)

第8条 町は、事業者が行う手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境づくりのための取組に対し、助言を行うとともに支援に努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。